



新津商工会議所

No.319-1 2013年1月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

～ 労務管理セミナーのご案内～

労働法の改正と助成金・奨励金の上手な活用法

本セミナーでは、H25.4からの労働法改正と中小企業向けに特にピッタリな助成金・奨励金の内容や受給の進め方についてわかりやすく解説致します。

日時：2月8日(金) 14:00～16:00

場所：新津商工会議所3F

講師：假谷 美香(かりや みか)氏

グリーン社会保険労務士事務所代表

受講料：無料 定員：30人(定員になり次第締切)

申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



決算・消費税申告相談会

(事前に時間の予約をしてください。)

《 決算 》 日程：2月18日(月)・19日(火)

3月 4日(月)・5日(火)・6日(水)・7日(木)

《 消費税 》 日程：3月21日(木)・22日(金)

時間：9:00～12:00 / 13:00～16:00

会場：新津商工会議所 3F

決算・消費税相談会は待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。

わかるところは記入してきてください。

決算・消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。ご了承ください。

《 主催 》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会



～ 税務署からのお知らせ～

所得税の確定申告はe-taxをご利用ください

最高3,000円の税額控除

平成24年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。(平成19～23年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。)

国税庁ホームページから電子申告

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、インターネットを利用して提出(送信)できます。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院の名称・支払い金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

還付がスピーディー

e-taxで申告された還付申告は、早期処理しています。

詳しくは、e-taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



～ 復興特別所得税の創設について～

復興特別所得税2.1%を併せて徴収(H25～)

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

1. 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

2. 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

3. 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。



「にいがた世界の蘭展2013」開催！！

日本海側最大の蘭展「にいがた世界の蘭展2013」が朱鷺メッセで開催されます。当所会員様には前売り券を特別価格でご提供いたします。是非ご利用ください。

期間 平成25年3月5日(火)～10日(日)の6日間

開館時間 9:30～16:30

会場 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター

主催 にいがた世界の蘭展2013実行委員会

T e N Y テレビ新潟・サントピアワールド

内容 世界発!「青い胡蝶蘭」特別展示/蘭を用いた大型ディスプレイ展示/個別株の展示及び審査・褒賞/協力団体による展示/蘭の生産者による蘭の販売/ステージイベントとして、蘭の栽培教室を毎日開催

入場料 《通常》前売り券1,200円(小学生以下無料)



《 会議所会員 》 1,000円

当日券は通常価格の1,500円になります。

前売り券を御希望の会員様は、2月20日(水)までに当所(TEL:22-0121)までご連絡ください。

さつき共済 配当金のお知らせ

さつき共済制度の配当額が決まりました!ご加入の皆様にご配当金としてお返しします。

保険期間:平成23年11月1日～平成24年10月31日分

振込日:平成25年1月25日(金)

振込先:指定口座





新津商工会議所

No.319-2 2013年1月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121
FAX:25-2332

日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	0.95%~3.05% 設備資金に関しては、融資実行後2年 間金利が0.5%引き下げとなります。
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.45%

セーフティネット貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.75%
--------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方
原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
所得税、法人税等の税金を完納されている方
日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:0250-22-0121)

資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

2月 5日(火)・3月 5日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

2月12日(火)・3月12日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



【登録企業募集中】無料の会員限定サービス!

ザ・ビジネスモールのご案内

ザ・ビジネスモールは全国の商工会議所などが共同運営する企業情報サイトです。自社をPRする、取引先を探すなど、ビジネスの活性化や業務の効率化に是非ご利用下さい。

HPがない場合は自社HPとして活用できます!

まずはアクセスしてみてください <http://www.b-mall.ne.jp/>

詳しい内容、お問い合わせは新津商工会議所(TEL:22-0121)まで

~ワンポイント知識~

雇用保険について

(1) 雇用保険とは?

雇用保険とは、事業所で働く人が、何らかの理由で働けなくなり失業状態となった場合に、再就職するまでの一定期間、一定額のお金を受け取ることができる保険のことです。失業保険と呼ばれることもあります。雇用保険に加入すれば、失業した時に必ず失業手当(基本手当)をもらえる訳ではありません。

受給資格を得るためには、次の3つの条件があります。

雇用保険適用事業所で働く。

雇用保険に加入し、雇用保険料を毎月納める必要があります。「雇用保険適用事業所」とは、「1週間に20時間以上働き、更に31日以上働き続ける予定の労働者が1人以上いる会社」です。個人経営であっても問題ありません。



一定期間雇用保険に加入する。

雇用保険の受給資格を得るには、基本的に1年以上雇用保険に加入していた実績が必要です。雇用保険適用の複数の会社で働いたことがある場合、働いた期間の合計が1年以上あれば条件を満たします。会社の倒産などやむを得ない事業で失業した場合などは「短期雇用特例被保険者」という扱いになって、期間の条件が6ヶ月に短縮される制度があります。

働く意思があること。

本来雇用保険とは、働きたいのに働けない人、やむを得ない事情で失業した人を助けるための制度であるからです。

(2) 雇用保険の加入条件に年齢制限はあるの?

65歳になった日以降は雇用保険に加入することができません。これは65歳からは原則として年金がもらえるようになるため「現役」の労働者とはみなされず、雇用保険での保護の対象外とされるためです。実際に年金を受給している、いないに関わらず雇用保険には入れません。たった1日違っただけで雇用保険に加入できなくなってしまうので高齢で再就職する場合には65歳という年齢を意識しておきましょう。65歳に達する日の前日までに雇われた場合は、雇用保険に加入できます。その場合65歳になったあとは「高年齢継続被保険者」となります。

「高年齢継続被保険者」と一般の被保険者には以下のような違いがあります。

高年齢継続被保険者が失業した場合は、一般の被保険者とは違い、一時金として「高年齢求職者給付金」が支給されます。(雇用保険に加入していた期間が6ヶ月以上あることが条件です)支給される一時金の金額は一般の基本手当日額の30日分です。(雇用保険加入期間が1年以上あると約50日分に増えます)



失業保険(基本手当)の総支給額の違い

一般の被保険者の状態で65歳未満で自主退職する場合の方が、65歳以上の高年齢継続被保険者の状態で退職する場合に比べて、もらえる失業手当(基本手当)の総額が大きくなります。例えば、20年以上雇用保険に加入した人が64歳で退職し、月の失業手当(基本手当)が20万円だとすると合計で約100万円(20万円×5ヶ月)もらえるのに対し、65歳以降に退職すると約33万円(20万円÷30日×50日)しかもらえません。